

水戸家庭裁判所委員会（第13回）議事概要

1 開催日時 平成21年6月4日（木）午後3時から午後5時まで

2 開催場所 水戸家庭裁判所大会議室

3 出席者 （委員）

石渡千恵子、内田久美子、勝田達也、久保浩、小島法夫、五來則男、
正保春彦、竹花俊徳、田原緑、長山隆一、樋口直実、堀越博、八木
岡努、矢野倉栄、鷺田美加（五十音順 敬称略）

（事務局等）

事務局長 野上康雄、首席家庭裁判所調査官 森芳男、首席書記官
川島孝、事務局次長 原宗鑑、次席家庭裁判所調査官 宇梶俊雄、
次席家庭裁判所調査官 岡田豊、総務課長 西川裕巳

4 議事概要

（1）全体概要

ア 新任委員（竹花俊徳）から自己紹介が行われた。

イ 佃前委員長が委員を退任したので、互選により竹花俊徳委員を委員長に選任した。

（2）今回のテーマ「少年事件と犯罪被害者について」

ア 少年犯罪による犯罪被害者（以下、「被害者」という。）への配慮のための制度について、川島首席書記官が説明した。

イ 被害者の遺族等が少年審判を傍聴する制度について、岡田次席家裁調査官が説明した。

ウ 少年審判廷と被害者用待合室を見学した。

エ 模擬少年審判の実演を見学した。

オ テーマについて意見交換をした。

（3）今回のテーマについて意見交換をした概要（○委員、△事務担当者）

○ 少年事件の付添人弁護士をしていて一番気になることは、少年が自分の意

見をきちんと裁判官に伝えることができるかどうかである。少年事件では、少年の立場から見て被害者にも問題があるケースもあり、その点を少年側が審判の場で話すこともあるが、被害者やその遺族が傍聴していると、それを気にして少年が非行の全体像を訴えられないことがありうると思われる。

- 少年の健全育成と被害者への配慮をどこで調和させるか。少年審判は事案の解明が大きな目的ではあるが、それと同じく少年の立ち直りを考慮することも大切である。加害者になる少年は、保護者から放任されて大人に顧みられる環境が乏しかったケースが多いと思われる。少年審判は、少年が自分自身を真剣に考えててくれる大人たちが大勢いるということを身をもって感じる機会でもある。ところが、被害者が傍聴する場面とそうでない場面とでは、少年にとって審判の場面に大きな違いが生じる。また、被害者の立場に立つても、審判廷で被害者が疎外感を感じることも考えられる。結果、被害者等の審判傍聴制度は、抑制的に運用することが望ましいと感じた。
- 被害者は、これまで少年審判に関与することができなかつた。成人の刑事手続では自分や家族が被害を受けた事件の内容を知って、その裁判に参加して意見を述べることは権利であると考える。これまで被害者がないがしろにされてきたが、被害者として当然の権利として少年審判に関与し、意見を述べたりできるというふうに発想を変えなければいけない。
- 本日のテーマは非常に複雑に感じる。保護観察所にも被害者担当保護司が設置され、男女1名ずつが被害者の話を聞くことになっている。通常の保護司は少年の再犯防止や社会復帰のために活動しており、被害者に会ったり、話を聞くことはほとんどない。加害者と被害者との関係では、当事者が死亡していたり、親族関係にあるなど、困難なケースもある。また、被害者にとっても、被害を受けたことで周囲から孤立してしまうことがある。その場合は、孤立させないように支援をする機関に依頼することがある。
- 過去、現在、未来という時間を基に考えると、健全育成は未来に関わること

とであるが、過去や現在の事柄も重要である。実際の少年審判がどのように進行するか分からぬが、過去の出来事である犯罪について、事実の内容を確認するだけにとどまってしまうのであれば、被害者や遺族にとって受け入れがたいと思われる。そこに被害者や遺族が傍聴したり意見陳述をすることによって、少年審判において過去、現在、未来の事柄について均等に配慮することが可能となり、少年の健全育成や被害者の慰撫に繋がっていくと思われる。

- 少年審判では、家庭裁判所調査官が生育歴などを十分に調査し、詳細な報告書を作成する。これを裁判官や付添人弁護士が吟味したうえで最終的に付添人弁護士が意見陳述をする。そのような手続の中で、過去との関係も十分に検討される。また成人の刑事事件と比べてもより多くの資料が提出され、これを踏まえて少年の処遇を決定する手続となっている。
- 少年への健全育成を主眼にした場合、加害者側の意見が重視される可能性があるのでないかと危惧している。特に、被害者が亡くなり、被害者本人から反論が出来ないケースであれば、被害者側の意見を聞き入れて、真実を明らかにする方策を考慮してほしい。
- 犯罪を犯した少年の更生や健全育成と被害を受けた側の権利との双方のバランスが非常に難しいこと、バランスを維持するための仕組みが少しずつ良い方向に変えられていると感じた。少年の保護者側に立って見ると、審判廷が狭く、被害者やその遺族がすぐ後ろの席にいると、心理的に非常に圧迫を受けると感じた。もう少し審判廷での少年と被害者らの距離をとってほしいと感じた。また、被害者の立場に身を置くと、被害者は真実を知りたいであろうし、気持ちを受け止めてほしいと強く感じるであろう。新たに被害者担当保護司が配置されたと聞いたが、被害を受けて、自らの気持ちを話したり聞いたりしてもらえる場面が増えていることは好ましい。話すことで心の傷がいやされることもあると思うので、もっとその機会を増やしてほしい。ただ、被害を受けてから処分が決まるまでの期間は、それほど長い時間が経過

するわけではないので、まだ話せる状況ではない、話せるまでに時間がかかる方も多いと思う。話せる用意ができたときに、話す機会や話す相手が用意されていると、被害者が安心してその後の人生を歩んでいけるのではと思われる。

- △ 裁判員制度発足に向けて、全国で被害者支援団体が立ち上げられた。これは検察、警察、精神科医、マスコミなどが後援している。被害者支援の一環として、被害者などが審判傍聴をするときに付添人を付けられるようボランティアを養成するなどしている。
- 実際の少年審判の現場では傍聴時に、感情をそのままにぶつけるような不規則発言をする被害者や遺族がいると思われる。家庭裁判所として不規則な発言を防止するためにどのような配慮をしているか。
- 被害者側が、裁判所の制止を無視して不規則発言を止めなければ、退廷させることもあるだろう。そのような事態が生ずるおそれがあるときは、通常は事前に情報があると思われる所以、準備は可能である。
- 加害者側が、謝罪に来ることもなく、被害者が放置されていると、被害者の感情はどんどん強くなる。しかし、加害者が被害者にきちんと謝罪していくば、被害者の感情は次第におさまってくると思われる。審判までに被害者側に対し何をしてきたかが非常に大きな要素になる。きちんと対処をしていれば、ゆるす方向になることもある。被害者感情は、必ずしも被害者側の性格によるのではなく、少年側の対処によっても異なってくる。
- 先ほどの話では、少年審判事件への被害者配慮制度の利用実績は意外に少ない。裁判所で被害者等に対し、制度の通知などをしているのかどうか。また、申請があっても却下になるケースが多いのか。
- △ 一定の犯罪については、裁判所から被害者等へ制度案内に関するリーフレットを送付しているが、現実には被害者の側からの申請は少ない。
- △ 少年審判傍聴対象事件については、被害者が今どういう状況にあるのかを、被害者の協力を得て調査をする。そのときに被害者傍聴制度についても説明

している。ただし、調査方法としては直接被害者と会うことなく、書面による照会をすることも多い。書面照会する場合も、制度案内のリーフレットを同封している。

- 例えば、被害者の両親が傍聴を希望する場合、本人らが何を望んでいるのか考えると、事件の内容を知りたいとか、加害者がどういう人間か会って確かめたいとか、自分たちの思いを述べて、それを審判に反映させてもらいたいといった気持ちがあると思う。その際に、少年に対し厳しく指導してもらいたいとか、自分たちのつらい思いを少年に分かってもらいたいといった思いがあると思う。このような被害者側の思いを主張することにより、少年に対しては自分がした行為をきちんと受けとめる効果があり、被害者にとっては救われたと感じられるのではと思われる。
- 審判廷への遺影の持込みについては、今後認められる運用となるのか。
- 事案によって裁判官が判断することになる。一般的な基準はない。
- いろいろな人間関係の中で社会が成立していることを、少年は理解できにくい。少年が、被害者ことを自分の世界でなく違った角度から見て知ることにより、自分がした行為の影響や結果を勉強できる良い機会になるとを考える。
- 少年審判に被害者が関わる制度がなかったことは不思議である。家庭裁判所の少年事件は教育的側面が非常に大きいと思う。少年の更生について、保護観察、少年院送致及び検察送致の判断をするのは大変な仕事だと思う。
- これまでの少年事件では、少年が被害者から逃げている印象を受けていた。そうではなく、被害者と向き合って被害者がどんな気持ちで、どういう事が起きているか、少年に理解させることができが健全育成の始まりだと考える。今までに被害者の審判傍聴制度の申請が少ないので、被害者に恐怖心や表に出られないような強い感情が生じてくるからではないか。そういうダメージを受けた被害者にとって少年審判を傍聴すること自体が大きなハードルになっているのではないか。何かを主張したくて傍聴を希望するような強い人間ばかり

りではないのではないか。そういう人たちに対し、どういうふうに制度を理解してもらい、たくさん的人が傍聴したい気持ちになれるかが家庭裁判所の課題の一つではないか。

5 次回期日

- (1) 平成21年11月19日（木）午後3時から
- (2) テーマ「家庭裁判所の今後の在り方について」